

市民窓口の利用を予定している皆さんへ

問い合わせ
市民サービスグループ (☎⁰⁵1855)

3・4月は、転入・転出の届出や各種証明書の申請などにより、市民窓口が大変混み合います。証明書の交付のみの場合などは、コンビニ交付サービスなどの各種サービスの利用を検討ください。

○コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で住民票などの各種証明書を取得できます。

取得できる証明書 住民票、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書(謄本)、戸籍個人事項証明書(抄本)、戸籍の附票の写し、所得証明書、課税証明書

○電話予約をすると土曜日に証明書を受け取ることができます

受け取り可能な証明書 住民票の写し(本人・同一世帯分)、印鑑登録証明書(本人分)

予約受付日時 毎週金曜日9時~17時

※祝日の場合はその直前の開庁日。

受取日時 電話予約した日の翌土曜日9時~12時

受取場所 市役所宿直室

○オンラインで転出届が提出できます

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通じて転出届が提出できます。

このサービスを利用すると、転出手続きでの市役所や各支所へ来庁が原則不要になります。

対象 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内の他市区町村へ引越す方または引越す方と同一世帯の方

※マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途転入先の市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。



○毎週木曜日は窓口を19時まで利用できます

場所 市役所1番窓口

取扱業務 戸籍、住民票、住民異動届、印鑑登録証明書、マイナンバーカードの手続きなど
※業務によって対応できない場合があります。

○らくらく窓口証明書交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、市役所1番窓口を設置している端末機で申請書の記入や本人確認書類の提示を行うことなく申請ができ、短い待ち時間で住民票などの各種証明書を受け取ることができます。

対象 本市に住民登録がある15歳以上の方で、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)をお持ちの方

こんなときには 国民年金の手続きが必要です

問い合わせ
年金・長寿医療グループ (☎⁰⁵2137)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、国民年金に加入する義務があります。国民年金には加入種別があり、本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変更となった場合は手続きが必要です。手続きをしなかった場合は、基礎年金(老齢・障害・遺族)を受け取れなくなることもありますので、必ず手続きをしましょう。

被保険者の種別

- 第1号被保険者…学生・自営業者・農林漁業者など第2号、第3号被保険者に該当しない方
- 第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
収入の増加や離婚などで第2号被保険者(配偶者)の扶養から外れるようになったとき		
学生など厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	※日本年金機構から加入したことのお知らせが届きます。届かない場合は年金・長寿医療グループ、各支所で手続きが必要です。